

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、海外営業の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C国出張中、大型SUVから降車時に転落し、左肩と首を強打し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同年〇月〇日、D整形外科内科を受診し、「頰椎椎間板ヘルニア、神経障害性疼痛、左肩関節炎」（以下「原傷病」という。）と診断され、療養の結果、疼痛が軽減、安定したとして平成〇年〇月〇日に一旦治療が中断したものの、負傷当初の疼痛が再燃したとして、同年〇月〇日、Eクリニックを受診し、「頰椎後縦靭帯骨化症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病は、本件災害による原傷病が原因であると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人の本件疾病について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日に撮像されたMR Iで、C 4 / 5 高位からC 6 / 7 高位にかけて後縦靭帯骨化と考えられる病変がとらえられ、特にT 1 強調画像にて、椎間板ヘルニアと合併した靭帯骨化及び靭帯肥厚病変が認められる。平成○年○月のMR Iでも上記高位に後縦靭帯骨化と椎間板ヘルニアの合併した病変が認められ、C 5 / 6 高位の突出はやや増大しており、この増大は自然経過によるものと考えられる。」と述べている。また、同医師は、同意見書の中で、平成○年○月に請求人が症状悪化を理由に再診を受け、手術を受けたことにも言及した上で、その経過中に事故や明らかな外力が加わったという病歴はなく、本件疾病の症状悪化は自然経過によるものである旨述べ、同年○月以後の症状進行と業務との因果関係を否定している。

(3) 一方、本件疾病の発症について、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、本件疾病は無症候性の場合も多いが、請求人の場合は、本件災害が契機となって症状が出現したもので、発症には労災の原因要素が主たるものであると考えられる旨述べている。

また、H医師は、平成○年○月○日付けの意見書において、要旨、「請求人の本件疾病は症状のない状態であったが、本件災害によって症状が出現したものである。」と述べている。

両医師ともに、本件疾病の発症の契機は本件災害による負傷であることを述べているものの、請求人の平成○年○月以降における本件疾病の症状経過と原

傷病との関係には言及していない。

- (4) さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、原傷病を同年〇月〇日に治癒（症状固定）と判断した根拠について、要旨、「その時点では疼痛は自制内で、しびれも定常状態となっており、本人もその状態を受け入れていた。」と述べ、さらに、疼痛及び上肢動作障害が自制内であれば軽作業を行ってよいとも述べている。
- (5) 以上の医師の所見に鑑みると、請求人には元々無症状の本件疾病があり、その発症に原傷病が影響を与えたものとしても、決定書理由に説示するとおり、療養の結果、平成〇年〇月には就労可能な状態になっていたことが認められる。当審査会としては、請求人の症状経過等からみても、同年翌月以降の本件疾病の症状進行は自然経過によるものと判断する。
- (6) なお、請求人は、どのように症状が現れたのかが重要であり、元々あった疾病であると結論づけることは誤りであると主張するが、原傷病を契機として本件疾病の症状が現れたとしても、上記のとおり、原傷病は平成〇年〇月に治癒（症状固定）しているものであり、同年翌月以降の本件疾病の症状進行と原傷病との相当因果関係を認めることはできず、本件疾病は業務上の事由によるものと認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。